

平成 29 年 6 月 1 日  
日本貸金業協会

**ご意見の募集は終了いたしました。ご協力いただきありがとうございました**

「研修規則」および「研修規則」に関する細則」一部改正（案）の  
意見募集について

日本貸金業協会の「研修規則」および「研修規則」に関する細則」（以下、「細則」といいます。）について、一部改正（案）を策定いたしましたので、公表し、下記のとおり意見を募集します。

記

1. 改正の趣旨

平成 20 年度より、業務規程に定めた研修規則に則り、毎年度実施してきた研修事業について、近年における貸金業の事業形態の変化等による研修課題等の解決に向け、協会設立 10 周年を機に、見直しを実施しました。

見直しの結果、実態に即した効果的かつ効率的な研修事業を構築するために、「研修規則」および「細則」について必要な改正を行います。

2. 主な改正内容

(1) 研修規則

① 改正法の完全施行までの研修内容は業界全体としての同一課題であったが、それ以降、ソーシャルレンディングなど IT を利用した新たな業態が出現するなど、属性別の課題に研修の必要性が移っていることを踏まえ、現行の「業務研修会」「業務講演会」の区別を見直し、研修テーマに沿った個別具体的な研修区分に変更する。

（第 20 条関係）

② 貸金業者数の大幅な減少やそれに伴う地域間格差の増大等を踏まえ、貸金業者が少ない地域は統合して実施できるようにする等、研修場所の設定に柔軟性を持たせる。

（第 21 条 2 項、4 項関係）

③ 貸金業者には小規模事業者が多い中、集合研修のみだと、一人で経営している業者は参加しにくいことや、近年、eラーニングや動画による研修等、情報技術を用いた研修が実用化していることを踏まえ、情報技術を用いた研修が導入できる旨を追加する。

（第 21 条 1 項関係）

(2) 細則

研修規則第 21 条を受けた細則第 3 条及び第 4 条について、必要な改正を行う。

（第 3 条関係）

なお、具体的な改正（案）の内容については、（別紙 1）「研修規則 新旧対照表」及び

(別紙2)「研修規則」に関する細則 新旧対照表」をご確認ください。

### 3. 「研修規則」および「細則」の改正実施日

意見募集を終了後、協会機関における審議・承認を経て、金融庁の認可をもって、平成29年8月1日からの改正施行を予定しております。

### 4. 意見等の募集と送付先

この改正案についてご意見等がありましたら、平成29年6月8日(木)17時00分(必着)までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便、ファックスにより所定の送付先に、お寄せください。

※ 電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【改正規則案】

[\(別紙1\) 研修規則【新旧対照表】](#)

[\(別紙2\) 「研修規則」に関する細則【新旧対照表】](#)

#### 【ご意見提出の書式】

[\(別紙3\) 意見提出用ファイル](#)

#### 【ご意見等の送付先】

##### 郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F  
日本貸金業協会 会員業務部 業務研修課 宛

##### e-mail 又はFAXの場合

e-mail : kensyu@j-fsa.jp

FAX : 03-5739-3027

#### 《 お問い合わせ先 》

日本貸金業協会 会員業務部 佐藤・榮利(サカリ)・小出 電話番号：03-5739-3014

以 上